

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。また、居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター事業)も含まれます。

認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

※子供を預かることは、命を預かる大変責任の重い仕事で、事業として成り立たせるには課題が多く、安易に始めることはできません。始める前に認可外保育施設に関する正しい情報を得て、十分に検討を重ねたうえで、判断することが不可欠です。

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の「認可外保育施設指導監督基準」を必ずご確認ください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県知事が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。(児童福祉法第59条の2)

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。(児童福祉法第62条の4)

※幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設については、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えます。

◎認可外保育施設設置届(様式)の入手方法

【西宮市ホームページからダウンロード】

『【事業者向け】認可外保育施設の設置等について』ページ内、

【<様式1>認可外保育施設設置届(施設型)】

<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shisakujocho/tetsuzuki/ninkagaihoiku.html>

※上記アドレスから直接アクセスできない場合は、西宮市トップページの検索機能でページ番号の「68087644」を検索してください。

(注)以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設(例:デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

② 親族間の預かり合い(利用者が四親等内の親族を対象。)

- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ (児童福祉法に基づき届出を行っている)一時預かり事業を行う施設
- ⑤ (児童福祉法に基づき届出を行っている)病児保育事業を行う施設
- ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の対象となる乳幼児の預かり
- ⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設(幼稚園型認定こども園)を構成する保育機能施設
(注:幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設(上記施設を除く。))において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区別された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。)

※ 事業主がその労働者の乳幼児のみを対象とする施設については、児童福祉法施行規則の改正により、令和元年7月1日から届出の対象施設となりました。既に施設を設置(運営)している場合、設置届をご提出ください。

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付を行わなければなりません。(児童福祉法第59条の2の2～4)

(1) サービス内容の掲示(児童福祉法第59条の2の2)

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況(児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合に限る)
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法

緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

- ・非常災害対策

災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法など(非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害のこと)

- ・虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等

(2)利用者に対する契約内容等の説明(児童福祉法第59条の2の3)

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3)契約時の書面等交付(児童福祉法第59条の2の4)

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

(書面等交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、厚生労働省の「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

なお、事業開始にあたっては別途、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等に基づく届出等が必要な場合がありますので、あらかじめ関係機関にお問い合わせください。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設(届出対象外施設を含む。)であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、

忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

9 施設の名称について

保育施設の名称を決める際には、利用者の混乱を避けるためにも、既存の市内保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設等の施設名を全て確認した上で似通った名称にならない様ご留意ください。

10 その他

- ・立入調査を年に1回実施し、施設へお伺いします。(児童福祉法第 59 条第 1 項)
- ・運営状況報告書を年1回4月頃に提出いただきます。(児童福祉法第 59 条の 2 の 5)

※提出期限などは別途通知します

- ・過去の国からの通知文等を西宮市ホームページ上に掲載しております。一通りご確認ください。

【西宮市ホームページアドレス】

『【事業者向け】認可外保育施設関連のお知らせ』

<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shisakujo/tetsuzuki/ninkagaikanren.html>

※上記アドレスから直接アクセスできない場合は、西宮市トップページの検索機能でページ番号の「61098829」を検索してください。

(この文書の作成)

西宮市 保育幼稚園指導課

西宮市六湛寺町 9 番 8 号 市役所前ビル 6 階

電話:0798-34-8502 Fax:0798-34-8505

(令和2年8月)

【参考】各関係法令の担当課等

○建築基準法関係

担当課：建築指導課 電話番号：0798-35-3918

住所：西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所南館 2階

既存の建物を認可外保育施設として使用する場合は、用途等に応じて求められる基準へ適合させるために改修が必要になる場合があります。また、面積等によって用途変更の手続きが別途必要になります。そのほか、新築する場合には建築確認申請等が必要となりますので、必要な手続きについて、あらかじめご確認ください。

※建築士等の専門家にも併せてご相談されることをお勧めします。

○食品衛生法関係の基準確認・届出

担当課：保健所 食品衛生課 電話番号：0798-26-3668

住所：西宮市江上町 3-26 保健所 2階

認可外保育施設で給食を提供する場合、提供形態や提供数によって保健所への届出が必要になることがあります。あらかじめご確認ください。

※事前に担当課へ電話連絡をした上で、ご相談をお願いします。

○避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備・消防法関係法令

担当：各地域の消防署の予防係

西宮市ホームページ内『町名別管轄消防署検索』で担当署の確認ができます。

(検索・ページ番号：37553816)

認可外保育施設を新たに開設される場合は、その面積や建物収容人数等によって、消防法令に基づく所要の消防用設備等の設置や防火対象物使用開始届出書等の届出が必要になることがあります。建物全体への消防用設備等の設置が必要な場合もありますので、計画段階で必ずご確認ください。

○労働基準法関係

担当：西宮労働基準監督署 電話番号：0798-26-3733

住所：西宮市浜町 7-35 西宮地方合同庁舎

認可外保育施設で労働者を雇用する場合、労働基準監督署への届出等が必要になることがあります。そのほか、必要となる手続きについてあらかじめご確認ください。

【重要】非常災害対策計画等の作成について

児童福祉施設等においては、自力避難が困難な乳幼児等も利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

認可外保育施設指導監督基準には 第3 非常災害に対する措置にて、
(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
と定められております。

立入調査時の確認項目でもありますので、施設の運営開始前に非常災害（火災、地震、立地により水害・土砂災害等）に関する具体的な計画（「非常災害対策計画」や「避難確保計画」、「消防計画」のこと。以下「計画」という。）の作成をお願いします。

計画に盛り込む項目例等を以下にてお知らせしますので、計画を作成されていない施設は、計画作成の参考にしてください。なお、決まった様式はありません。

また、建物の所有者が消防計画を作成している場合でも、その内容に不足がある場合や、写しの入手が困難で内容の確認ができない場合には、施設単独での計画を作成してください。

【具体的な項目例】

- ・ 保育施設の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認 等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、保護者、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（警戒レベル3「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法（散歩車、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

（注意事項）

- ・ 計画は実際に災害が起こった際にも利用児童の安全が確保できる実効性のあるものとする
ことが重要であり、資料も参考としながら、各施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容と
すること。
- ・ 計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等
必要な事項について認識を共有すること。
- ・ 避難訓練を実施し、計画の内容を検証し、見直しを行うこと。必要に応じて朝夕の時間帯
にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。
- ・ 計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、地域の関係者と課題
や対応策を共有するよう努めること。

（次ページに続く）

(資料)

- ・ 防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知（依頼）
(令和元年6月6日事務連絡)

※【西宮市ホームページ】『【事業者向け】認可外保育施設関連のお知らせ』

ページ番号：61098829

<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shisakujohto/tetsuzuki/ninkagaikanren.html>

- ・ 「児童福祉施設における防災計画作成指針」
(平成25年1月石川県健康福祉部少子化対策監室)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/bousai/documents/manual.pdf>

- ・ 「保育施設のための防災ハンドブック」(経済産業省作成)

※TEAM防災ジャパンホームページ/防災資料室カテゴリ内

<https://bosaijapan.jp/wp/wp-content/uploads/2018/12/METI.pdf>

以 上